



50歳以下なら
3大疾病保障50%
金利上乗せなし!



住信SBIネット銀行の団体信用生命保険

＼ ガン診断時だけじゃない！

幅広い超充実のスゴい保障

<p>3大疾病保障</p> <p>ガンと診断確定されたとき※1 急性心筋梗塞・脳卒中 所定の状態が継続したとき※2 または所定の手術※3を受けたとき</p> <p>選べる保障プラン</p>	+	<p>全疾病保障</p> <p>全ての病気やケガ※4での就業不能状態を保障</p> <p>金利上乗せなし</p>	+	<p>先進医療特約</p> <p>お金がかかる先進医療※5での治療費を 通算1,000万円まで保障</p> <p>金利上乗せなし</p>	+	<p>団体信用生命保険</p> <p>死亡または所定の高度障害状態になったとき※6</p> <p>金利上乗せなし</p>
---	---	--	---	--	---	--

健康に不安のある方でも! 通常よりお引受範囲を拡大したワイド団信の取扱いもございます。

特長 1 選べる、3大疾病の保障プラン

3大疾病で所定の支払事由に該当した場合の保障タイプをお選びいただけます。

上乗せ金利表	＼ 50%保障！	＼ 100%保障！
40歳未満	<p>ローン残高が50%に※7</p>	<p>ローン残高が0円に</p>
40歳以上 50歳以下		
50歳超	金利に 年0.25% 上乗せ	金利に 年0.4% 上乗せ

※お借入日の年齢が、満51歳以上の方についても金利上乗せなしで全疾病保障付団体信用生命保険にご加入いただけます。

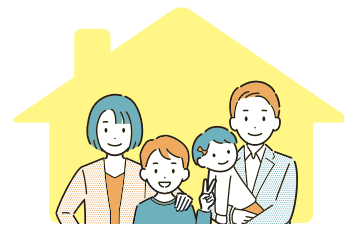
- ※1：責任開始日からその日を含めて3カ月以内にガン(所定の悪性新生物)と診断確定された場合を除きます。
 - ※2：(急性心筋梗塞)60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したとき。(脳卒中)60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したとき。
 - ※3：急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする所定の手術 1.開頭術 2.開胸術 3.ファイバースコープ手術 4.血管・バスケットカテーテル手術
 - ※4：精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。
 - ※5：療養を受けた日において厚生労働大臣が認める先進医療に該当する場合に限りです。
 - ※6：団体信用生命保険にはリビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約を含みます。
 - ※7：3大疾病保険金が支払われた場合、3大疾病保障特約による保障は終了しますが、主契約およびその他の特約の保障は継続します。
- ・保険金・見舞金・給付金のお支払いには、所定の条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ず内容をご確認ください。
 ・ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について告知いただけます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがございます。

全ての病気やケガでの就業不能状態^{*1}を保障

どんな病気やケガで就業不能状態となってもローンのご返済をしっかりと保障します。

就業不能保険金

毎月のローン約定返済額を8疾病^{*4}の場合は最長**12カ月**
8疾病以外の全ての病気やケガ^{*5}の場合は最長**21カ月**お支払い
ボーナス返済月については、ボーナス返済額と月々の返済額をお支払いします。



長期就業不能見舞金

8疾病以外の病気やケガによる就業不能状態が
12カ月継続した場合、
お見舞金**30万円**をお支払いします。

債務繰上返済支援保険金

8疾病の場合は就業不能状態12カ月、
8疾病以外の全ての病気やケガの
場合は24カ月で

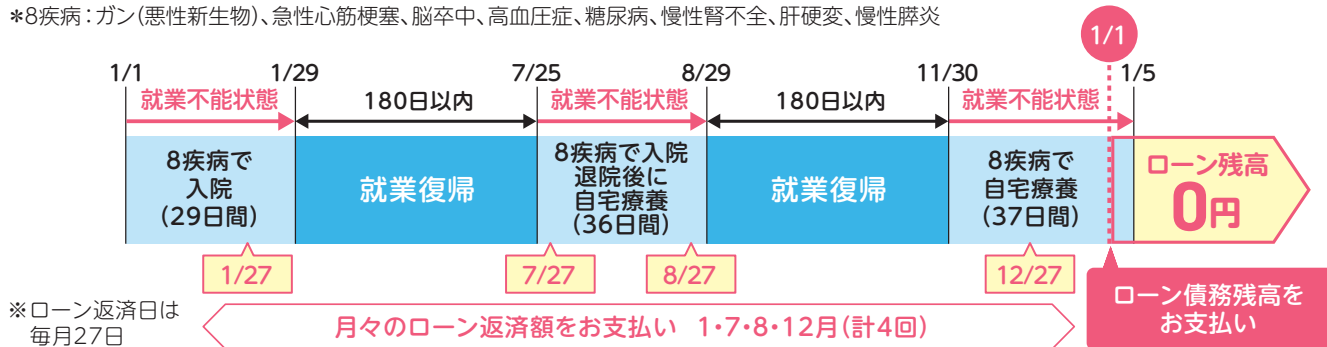
ローン残高が**0円**に!



同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続した就業不能状態とみなします

【債務繰上返済支援保険金のお支払いイメージ(8疾病)】

*8疾病：ガン(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎



*ローン返済日は毎月27日

月々のローン返済額をお支払い 1・7・8・12月(計4回)

お金がかかる先進医療^{*7}での治療費も保障

責任開始日以降の病気やケガを直接の原因として先進医療による療養を受けた場合、
先進医療技術料の被保険者負担額(通算**1,000万円**まで)を保障します。^{*8}

- ※1: 就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養^{*2}していることをいいます。
- ※2: 自宅等における療養とは、身体の障害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。ただし、軽労働または座業ができる場合は、自宅等における療養には該当しません。
- ※3: 待機期間中に就業不能状態となった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。(保障開始日は、待機期間満了日の翌日です。)
- ※4: ガン(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎
- ※5: 精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。
- ※6: 8疾病以外の場合は3カ月の免責期間がございます。
- ※7: 療養を受けた日において厚生労働大臣が認める先進医療に該当する場合があります。
- ※8: 3大疾病保障特約(100%)の3大疾病保険金が支払われた場合、その支払事由に該当した日の翌日から1年間先進医療特約の保障が継続します。ただし、その3大疾病保険金が支払われることとなった疾病を直接の原因とする療養に限ります。

■ 引受保険会社：SBI生命保険株式会社

■ 問い合わせ先：団体信用生命保険サポートデスク

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土日・祝日 10:00～17:00(年末年始を除く)

※スゴ団信は、フラット35ではご加入できません。

☎ 0120-272-350